

東京建物株式会社

代表取締役 社長執行役員 野村 均 様

住友不動産株式会社

代表取締役副社長 小林 正人 様

野村不動産株式会社

代表取締役 宮嶋 誠一 様

近鉄不動産株式会社

代表取締役 倉橋 孝壽 様

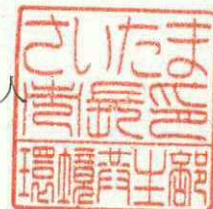
住友商事株式会社

代表取締役 兵頭 誠之 様

東急不動産株式会社

取締役社長 大隈 郁仁 様

さいたま市長 清水 勇人



意見書

さいたま市環境影響評価条例第39条第1項の規定により、(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価事後調査書(工事中)について、下記のとおり意見を述べます。

記

1 大気質

- (1) 浮遊粒子状物質について、調査結果の比較に用いるデータに、一部不整合が見受けられたことから、事後調査書(供用後)の作成にあたっては、評価に用いるデータについて精査すること。

- (2) 有害物質および粉じんについては、調査地点の選定理由、指針値・参考値・近隣で実施されたモニタリングデータとの比較、その他事業地特有の状況等を踏まえ、事業地での調査結果を考察するとよい。
- (3) 事後調査書（供用後）の作成にあたっては、環境保全措置の実施状況については可能な限り定量的な表現を行うこと。

2 騒音

- (1) 建設工事等による騒音苦情が発生しないよう、引き続き環境影響の低減措置を行うこと。

3 振動

- (1) 夜間振動レベルが予測結果を超えたことに関する考察を十分に行い、分かりやすい表現とすること。

4 地域交通

- (1) 地域交通に関する調査では、可能な限り本事業による車両台数が最大となる日を選定し、本事業の関係車両の影響について分かりやすく表現するとよい。
- (2) 事後調査の結果の総合的な評価欄におけるピーク時間帯が予測結果と異なることについて表現が不明瞭である。分かりやすい表現とすること。
- (2) 事後調査書（供用後）の作成に際しては、交差点需要率について記載すること。

5 その他

(1) 元号表記について

元号が変更されたことを受け、分かりやすさを担保するため、事後調査書（供用後）の作成にあたっては、元号表示と西暦表示を併記すること。

(2) 今後の事業について

事業を継続するにあたっては、予測した環境影響について留意することはもちろん、最新の知見を勘案し環境配慮を継続し環境保全に努めること。